PSE (Political Science Expert) コースに関する内規

制 定 2019年12月19日 法学部教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学法学部規則第3条第5項の規定に基づき、PSEコース(以下「コース」という。)の履修及び修了に関し必要な事項を定める。

(コース科目の履修及び修了)

第2条 コースを履修し、修了しようとする者は、次の表に掲げる授業科目を履修し、かつ、コース修 了に必要な単位(以下「修了単位」という。)を修得しなければならない。

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		コース修了に
	第1	第 2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	必要な単位数
PSE基礎科目	PSEIA2 PSEIB2								2以上
PSE科目			PSE II A② PSE II B② PSE III A② PSE III B② PSE III A② PSE III B② PSE IV B② PSE IV B②						4以上

2 前項の表に規定する授業科目のうち、履修者数を制限するため予備登録を必要とする科目を履修する場合は、所定の手続きを行わなければならない。

(修了証の授与)

- 第3条 前条第1項の修了単位を修得した者には、その事実を証明する修了証を授与する。
- 2 前項の修了証を受けるためには、所定の手続により、学部長に申請しなければならない。 (内規の改廃)
- 第4条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則(略)